

令和 2 年 7 月 12 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H01989

研究課題名(和文) 21世紀型消費者政策の基礎理論を構築するための実証的・理論的研究

研究課題名(英文) An empirical and theoretical study to develop a basic theory of 21st century Consumer Law

研究代表者

河上 正二 (Kawakami, Shoji)

青山学院大学・法務研究科・教授

研究者番号：70152923

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 26,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、問題領域ごとに検討されてきた様々な消費者問題において、通有するような要素と、そこから理論的構築を目指すことを課題とした。消費者問題領域ごとの検討成果を公表することに加え、「消費者」の概念、民事・行政・刑事の集合体による市場行動規範としての規制、消費者と事業者のコミュニケーションを諸要素として、消費者法の将来像を検討する必要性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、多様で複合的かつ広域的に発生する消費者問題に対して、公法・私法の複数の分野を専門とする研究者による、問題領域横断的な検討を行うことで、「消費者」のあり方、消費者教育、規制の対象や規制方法といった、消費者法制の将来像を検討するうえで重要な要素を明らかにした。これらの研究成果を論文等で公表することに加え、消費者契約法や景品表示法等の諸法制の改正に対する提言も行った。

研究成果の概要(英文)：This study was designed to identify common elements in various consumer issues that have been examined in different problem areas, and to develop a theory among these elements. We have published the results of our studies on each of these consumer issues. It is necessary to consider the perspective of consumer law that making clear concept of 'consumer', reviewing the regulation of market behavior by civil, administrative and criminal law, and creating a forum for communication between consumers and businesses.

研究分野：民法 消費者法

キーワード：消費者契約法 消費者基本法 特定商取引法 消費者教育法 景品表示法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

わが国の消費者政策が、従来の「弱者保護」の観点から、格差是正による「消費者の支援」の思想に転換されて久しく、消費者契約法をはじめとする消費者関連法が制定・改正されてきた。一方で、スマートフォンの普及をはじめとする著しい情報通信技術の進展や技術革新、少子高齢化・国際化といった社会情勢の大きな変化の中で、消費者問題は極めて多様で、複合的かつ広域的に発生することから、消費者政策が果たすべき役割は、ますます重要度を増している。さらには、市場原理が問い直され、国による支援の在り方も変化・多様化を余儀なくされたことにより、環境や社会生活の公共的側面にも配慮する消費者像の追求や、消費者教育を通じた「消費者市民」の育成が語られるようになってきた(平成20年度国民生活白書2頁)。

これに対し、先行する消費者法研究は、基本的に問題指向型であり、具体的な消費者問題や特定の法制度ごとに、研究を深めるという手法で発展してきた。日々生起する消費者問題や消費者事故問題に対する議論が重要なのは言うまでもないが、「幅広い分野で横串を刺して消費者の安全・取引の適正化を図るために横断的な新法等の法体制」(河上正二・川口康裕・池本誠司「消費者法の新たな地平を目指して<鼎談>」ジュリスト1461号12頁)の構築を検討する必要がある。

2. 研究の目的

消費者法制・消費者政策に通有する理論的視座の検討には、消費者問題・法制度など個別領域ごとに行われてきた従来型の研究との連続性を保ちつつ、汎用的・包括的な理論基盤となり得る要素を抽出する、という視点での検討が必要となる。

本研究は、将来的な消費者施策に重要となる 食品の表示と安全、製品・不動産の安全、金融投資者保護、電子通信事業、クレジット取引と商取引法、ビッグデータ等の利活用と個人情報保護、実体法としての消費者法の在り方、地方消費者行政の活性化の領域という8つの領域において、領域ごとに検討を行い、問題領域横断的な検討に向け、特定の問題領域に固有の要素と、他の消費者問題に共通する要素とを峻別する形で、整理を行う。

それらを踏まえ、「消費者法制」としての共通要素や同一機能の検討を行い、消費者政策の汎用的・包括的理論の構築に向けた要素として提示することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、当該問題を専門とする者と、その他の消費者法制を専門とする者で構成された問題領域ごとの個別研究班に分かれ、実証的調査、裁判例の分析などを通じた現行制度の利点と問題点の整理、諸外国との比較法研究を行い、問題領域ごとに議論の再整理を行う。再整理は、各問題領域に固有の要素と共通する要素を峻別し、汎用的・包括的理論に向けた検討を行う。

4. 研究成果

近時の科学技術の目覚ましい発展に伴い、消費生活の環境変化にも著しい変化が生じている。製品は複雑かつ高度なものとなり、ビッグデータの利活用やITを利用した各種の製品も家庭や社会生活に浸透し、取引手段もインターネット取引の利用へと大きく変化し、支払手段も電子マネー等を利用したキャッシュレス化が進展している。人口動態においても、少子高齢化が更に加速し、高齢者や若年成人等をターゲットとする商品が喧伝・販売されている。「消費者問題」として意識されるものも、これに併せて重心を移しながら、新たな展開を見せている。現時点で、なお流動的かつ発展的な消費者法に対して、共通の原理的観点からの体系化を実現することは困難であり、なお現実の問題との対話を継続しながら、修正・具体化を図るほかないが、ひとまずの方向性についての総括を試みておきたい。

f(1)「消費者」概念の広がり

「消費者法」の外延は必ずしも明確ではなく、事業者対消費者(B to C)という従来型の枠組みだけでは捉えきれなくなりつつあり、「消費(consumption)」、「消費する(consume)」という表現はミスリーディングでさえある。今日の消費者法が対象としている領域から考えると、「消費者」は「生活する個人」としての「自然人」そのものであり、いわゆる生活する人々の活動全体が、投資・預金・教育・レジャーなどを含め、消費者法の対象となっているからである。かくして消費者問題の展開は、事業者と消費者の情報・交渉力の構造的格差だけではなく、事物関連的に拡大し、人々の生活における安全・安心に対する関心の広がりとともに進展している。

「消費者保護基本法」(昭和43[1968]年)から「消費者基本法」(平成16[2004]年)への変化は、明らかに、「保護の客体」としての消費者から、社会を動かす「主権者・義務者」としての「消費者」像の要求、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること、消費者がより自立するための支援をする目的に移行していることに留意しなければならない。少なくとも社会的行動としての「消費」について「自ら考える消費者」にはならなければならない。

他方で、生身の人間の「限定合理性」と「脆弱さ」への配慮、とりわけ、子供・高齢者・若年者・障害者・外国人などの、知識・経験・判断力の不足や劣位・つけこまれやすい人間の「迷い」・「依存心」・「不安心理」等への配慮等は、ますます必要となっている(谷みどり『『弱い消費者』に関する海外の認識と対応』消費者法研究2号(2017年))。いわば人間そのものの脆弱さを正面から捉える必要があり、特に「脆弱な消費者」(高齢者・若年者・障害者など)に着目したヨーロッパの政策動向からは学ぶべき点が多い。無論、通常人であっても、商品の希少性・話題性・微妙な損得感・曖昧な記憶・時間に追われての判断などによって、冷静な判断や選択が歪められることは少なくない。その意味では、開示規制・不意打ち規制といった従来の情報アプローチにも限界があることを認識して、最低限のセーフティーネットを張っておくことが是非とも必要になる。

今ひとつの注意すべき階層が「若年成人」である。2022年4月に迫った「成年年齢引き下げ」と若年消費者の保護・自立支援の問題は喫緊の課題となっている(河上「法律時評 成年年齢の引き下げと若年消費者保護について」法時89巻2号1頁以下[2017])。これまで未成年者取消権で守られていた19歳、18歳の若者が、悪質事業者の新たなターゲットになるであろうことは容易に推測される。若者の消費者被害の代表であるキャッチ・セールス、マルチ取引、理容美容整形等が、集団生活の緊密な高校にまで広がることは、何としても避けねばならない。自ら口座を開設できるようになった若者のクレジット取引被害にも注意が必要である。消費者教育が必要となることは言うまでもないが、消費者契約法や特定商取引法等での手当が不可欠であり、2018年消費者契約法改正で残された諸課題にも急いで取りかかる必要がある。

(2) 対象・目的

今日では、モノやサービスにおける安全・安心のみならず、情報商材や情報・データの流通・拡散に伴うトラブルが増加している。消費者庁への消費危害情報の一元化や品質表示の一元化などが進む一方で、対応能力やきめ細かい措置を念頭に置いた類型的な個別的处理も求められるようになってきている。さらに規制を実効性あるものにするために、様々な規制手段が動員され、それらの最適な組み合わせが求められている。しかも、その規制目的は、単に消費者個人の被害救済のみならず市場全体の適正化や不平等な事業活動の抑止に向けられるようになった。消費者による消費行動は単なる個人的行動ではなく、選択を通じて市場・社会環境に一定の影響を及ぼす社会的行為とも考えられるようになり、環境問題を始め社会の在り方を考慮しなければならないことが強く語られるようになった(「倫理的消費」や「フェア・トレード」への関心)。その

上、消費者といえは、これまで集団(マス)としての平均的・合理的消費者が念頭に置かれていたところ、むしろ個人の多様なニーズ(もちろん、それが真に個性的なものか、流行などに操作されたものかは疑問であるが)を前提に、それぞれの人にカスタマイズされた消費の在り方、消費財の開発が進み、ビッグデータの利活用は、この傾向を益々推し進めており、「個人の属性」に合わせた「適合性原則」の持つ意味合いが、ますます重要性を高めている。なお、ターゲティング広告などの現状からすれば、契約内容に広告を取り込む必要がある。その上で、完全履行を請求し、債務不履行責任を問う可能性があるだけでなく、表示が契約締結にとって重要な動機であった場合には要素の錯誤を、表示が虚偽であることを事業者が認識し、かつ、それによって消費者を欺罔しようとする故意のあるときは取消しを認める、不実表示を理由とした契約効力の否定など、複数の手段が容易に可能となるよう、工夫をする余地があることは明らかである。消費者契約法4条は、そうした要件の客観化の工夫の一つではあるが、なお改善の余地がある。一般的にも、当事者間での「契約の解釈」においては、対面での具体的交渉で言明された事柄や合意書面に記載されたもののみならず、それまでの接触からはじまる様々なやりとりや前提とされた事実(広告その他の言動を含む)が、最終的合意内容に反映され得ると考えるべきであって、広告・交渉は契約法的に無色なものではあり得ない。あわせて、景品表示法の優良誤認・有利誤認表示との調整が今後の課題である。メニュー偽装表示を機縁とする景品表示法の動き(課徴金制度の導入)に民事責任が歩調を合わせることが考えられてよい。

(3) 規制方法・態様

制度的に見た場合、今日の「消費者法」は、消費者基本法を頂点に消費者安全法・消費者契約法(商品の安全と契約の適正化)、そして消費者教育法等を中核に据えて構築されており、これに特定商取引法、割賦販売法・景品表示法などの特別法と、各種業法から成り立つ重層的に入り組んだ法の複合体である。いうまでもなく、行政的措置のための要件と、民事的消費者紛争解決の要件は性格が異なるため、一般法・特別法の関係に留意しながら、全体としてその役割分担と制度間競合における矛盾が生じないように規範の調整が求められる(その意味では、昨今の消費者契約法の特定商取引法化に注意すべきである)。さきごろの債権法改正による改正民法は、立法担当者の説明とは裏腹に、明らかに契約自由を原則とする事業者法にシフトしているとの印象を受けるものであるだけに、事業者・消費者の特性を前提としつつ、常に「生身の人間」の生活活動を中心においた消費者法固有の法政策的配慮が今まで以上に重要になっている。

消費者基本法のプログラム規定を始め、特定商取引法における「過量販売」や割賦販売法における「過剰与信」のような「適合性原則」を具体化したルールが存在も、背後にある考え方への関心を高めた。具体的規律の策定の可能性として、事業者の行為規制となる規律、情報提供義務が認められる場合の提供方法の具体化、適合性原則違反でのつけ込み型勧誘を取消事由とする規定、適合性原則違反を理由とする損害賠償責任などの規定の定立が考えられる。今後、「つけ込み型暴利行為」の重要な考慮要素として掲げることを始め、個々の条文の中に「適合性原則」の思想を落とし込むことも重要課題となるが、せめて、消費者契約法冒頭の一般条項的に「本法の適用に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結しようとする目的等に配慮しなければならない」との一箇条を高く掲げることもまた、新時代に相応しい規範策定態度と考えられる。

市場での行動規範を維持するための手法には、強制的な刑事責任、広い射程を持ち得る行政責任、現実的な民事責任によって裏打ちされた規制に対する不利益回避行動を期待するだけでなく、共通の価値を掲げた、ソフトな規範も存在し、消費者法では、それらがモザイクのように組み合わせられていくほかない。

(4) 消費者教育・啓発

高齢消費者に対する啓発において地域の福祉団体との連携などが必要であることについては、これまでも論じられてきた。消費者教育推進法によって消費者教育推進地域協議会の設置などが制度化されてはいるが、なお課題が多い。消費者教育を学校教育や家庭教育に適切に組み込むには、学校教育に限っても、時間枠の確保、指導者の能力を高めるための教員研修、各年代に応じた教材開発等が求められ、事業者向けの消費者教育も推進されねばなるまい。

「安全・安心」の獲得には、一定の努力が必要であり、持続可能な環境と社会に生きるための消費行動をとるために、「自ら考える消費者となること」が求められている。一人一人の消費者は、決して強い存在ではない。それだけに、生活の中での人々の「絆」と「見守りネットワーク」構築への期待は大きい。

(5) 消費者・事業者のコミュニケーション

今後の消費者問題を考えるとき、それに携わる事業者との良好な意思疎通なしには、有効に機能する消費者政策や法を作り上げていくことは困難となろう。対立的関係性を克服し、次のステージに進むべきとき「消費者と事業者との双方向コミュニケーション」は一つの鍵となるように思われる。

消費者志向経営を目指す事業者と専門的消費者団体等が目指すゴールは、ともに「安心・安全で良質な市場」である。目標と理念を共有し、互いを知る努力を重ねて、相互の信頼関係を築くことが前進への第一歩に違いない。

消費者に支持される事業者こそが、市場で生き残ることができる。これは、ある種の市場哲学の問題である。生産・流通・販売の一連の流れの中で、何が消費者にとって望まれているかを把握することは、事業者の活動にとって最大の課題である。消費者もまた、事業活動に伴うコストやリスクの存在を、的確に理解した上で、最善の社会的選択を試みる事業者を応援することで共存共栄が図られよう。そのためには、互いが互いを「知る」努力が必要である。

相互不信の対立構造からは何も生まれない。率直に、意見を述べ合うコミュニケーションの場が、あまりにも少ない現状こそ反省されねばなるまい。消費者政策は、行政による規制以上に、消費者と事業者の協力による自主的規律によって底辺を支えられる。

人間の活動は、すべて、他者との関わりなしには存立し得ない。相手の状況や意思・感情を理解し、自分の進む方向を見定めることが重要であり、個の尊重や自己実現と利己主義は全く別のものである。消費者団体の活動は、とにかく「消費者を守れば良い」というものではなく、良き事業者に、開かれたフォーラムのプラット・フォームを提供することにも大きな役割がある。これは「相互監視」ではなく、背景事情についての相互理解と相互認識を深める中で、「相互信頼」を破らないように行動しようという「市場倫理」の確立が求められる。

コミュニケーション的行為にとって必要なことについては、なお模索段階にある。さしあたりのキーワードは、共通課題・問題意識の「共有」、 「共通言語」を持つこと、最初の鍵・きっかけを大切にすること、 ほどほどの距離感(一体性を望まない)、 緊張感と、ある種の「心地よさ」といったところであろうか。このことは、障害者との「障害」という壁、被災者との「被災」という壁を想像すれば容易に理解できる。一体化はできないにしても、相手を知ることによる相互理解と共感、気づきが、すべての出発点である。

消費者問題は日々変容するため、個々の問題に対する手立ての検討と連動しつつ、また、経済社会のグローバル化に伴い、消費者法制にも平準化が要請されることも踏まえ、消費者法制全体の方向性を模索し続ける必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計56件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 河上正二	4. 巻 114
2. 論文標題 内閣府消費者委員会委員長の退任に当たって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 37
2. 論文標題 前内閣府消費者委員会委員長としての所感	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 34-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1513
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 消費者行政における執行力の充実	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 88-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1512
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 消費者契約法の改正に向けた消費者委員会の「答申」(その2)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 86-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 4
2. 論文標題 消費者被害の抑止と民事責任	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1511
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 消費者契約法の改正に向けた消費者委員会の「答申」(その1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 120-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1509
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 平成29年版消費者白書について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 58-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 3
2. 論文標題 『約款による契約』と『定型約款』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1508
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 トクホの買上調査結果についての情報提供の在り方	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 82-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 441
2. 論文標題 民法改正法案の「定型約款」規定と消費者保護 (特集 債権法改正後の消費者契約法)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1507
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 地方消費者行政の強化とその課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 72-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 749
2. 論文標題 ロー・クラス 債権法講義[各論] 特講 民法改正法案の「定型約款」規定を考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 66-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1506
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 脆弱な消費者の保護と子どもに対する攻撃的広告	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 62-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加毛明	4. 巻 33
2. 論文標題 オープン・バンキング・フレームワークの導入をめぐる法的諸問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 131-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加毛明	4. 巻 1117
2. 論文標題 遺言執行 民法の規定の特色とその背景	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神作裕之	4. 巻 272
2. 論文標題 日本版スチュワードシップ・コードの改訂について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信託	6. 最初と最後の頁 40-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿	4. 巻 1510
2. 論文標題 課徴金制度と二重処罰	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 37-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 12
2. 論文標題 eスポーツと景品表示法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東京大学法科大学院ローレビュー	6. 最初と最後の頁 86-101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 24
2. 論文標題 多数当事者論の新動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 49-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1493
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 マンション基礎ぐい工事データ改竄事件について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 50-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1494
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 トクホ食品の在り方に関する建議について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 56-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1495
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 消契法・特商法改正法の成立(1)消契法改正	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 82-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1496
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 消契法・特商法改正法の成立(2)特商法改正	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 66-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1080
2. 論文標題 「多角取引(三角取引)の意義・構造・法的性質と機能 : 多角取引・三角取引を見るもう一つの視点 (日本私法学会シンポジウム資料 多角・三角取引と民法) 」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 38-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1497
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 電力託送料金に関する調査会報告書について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 74-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1498
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 徳島県による消費者庁等の移転の提案について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 84-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 109
2. 論文標題 『適合性原則』の考え方を消契法に (特集 適合性原則と消費者法)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1499
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 スマホゲームに関する消費者問題について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 76-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 88巻12号
2. 論文標題 条項使用者不利の原則・その他の論点 (特集 消費者契約法の改正)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 65-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1501
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 割賦販売法の改正に向けた動きと課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 56-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1502
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 東京都特別区・武三地区のタクシー運賃の組替えについて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 66-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 89巻2号
2. 論文標題 法律時評 成年年齢の引き下げと若年消費者保護について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上正二	4. 巻 1503
2. 論文標題 霞が関インフォ/消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討WG報告書について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 64-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大村敦志	4. 巻 153巻1号
2. 論文標題 民法(債権法)改正の契約・契約観	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 57-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加毛 明	4. 巻 32
2. 論文標題 海外金融法の動向(イングランド) デジタル通貨(仮想通貨)をめぐる議論状況	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 128-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神作裕之	4. 巻 68巻8号
2. 論文標題 社債管理者非設置債における社債の管理(上)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-27頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神作裕之	4. 巻 68巻9号
2. 論文標題 債管理者非設置債における社債の管理(下)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-30頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 1075
2. 論文標題 ブラウン管事件東京高裁3判決の検討	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-13
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件(うち招待講演 2件/うち国際学会 4件)

1. 発表者名 大村敦志
2. 発表標題 民法改正と『モノ離れ』 民法総則の基本要素と民法の存在論
3. 学会等名 中日民商法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 加毛明
2. 発表標題 国家からの自由か、個人のための規制か? 仮想通貨ビットコインの二律背反性(Freiheit von den Staaten oder Regelung für die Individuen? Ambivalenz der virtuellen Währung Bitcoin)
3. 学会等名 第8回日独法シンポジウム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 河上正二
2. 発表標題 多角取引(三角取引)の意義・構造・法的性質と機能：多角取引・三角取引を見るもう一つの視点
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 河上正二
2. 発表標題 広告と消費者(コメント)
3. 学会等名 消費者法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 大村敦志
2. 発表標題 Le rôle de la doctrine pour la réforme du droit : la réforme du droit des obligations au Japon, succès ou échec ?
3. 学会等名 リヨン政治学院シンポジウム「droit japonais, droit français, quelle réforme ?」(国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 加毛明
2. 発表標題 FinTechの深化と法制度：仮想通貨を通じたデータに関するわが国私法制度の考察(パネルディスカッション)
3. 学会等名 MHMセミナー2016
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 神作裕之
2. 発表標題 Genuine Self-regulation in Japanese Capital Markets: The Stewardship Code-in Comparison with the Corporate Governance Code - ; Self-regulation in Private Law in Japan and Germany
3. 学会等名 German-Japanese Symposium to Celebrate the 20th Anniversary of the Founding of the Journal of Japanese Law (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 穴戸常寿
2. 発表標題 子ども向け広告に関する論点整理
3. 学会等名 内閣府消費者委員会主催「子ども向け広告の在り方について考えるシンポジウム」
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 白石忠志
2. 発表標題 Thoughts on Vertical Restraints: Lessons from the American Express Case
3. 学会等名 2016 Taiwan International Conference on Competition Policy/ Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 山本隆司
2. 発表標題 Die demokratische Legitimation der Verwaltung in Japan (日本における行政の民主的
3. 学会等名 ハイデルベルク大学法学部 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 河上 正二	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 416
3. 書名 消費者委員会の挑戦	

1. 著者名 芝原 邦爾=古田 佑紀=佐伯 仁志(河上正二)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 696(591-606)
3. 書名 経済刑法 実務と理論(「刑法による消費者保護」)	

1. 著者名 大村 敦志	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 284
3. 書名 新基本民法1 総則編	

1. 著者名 古田 佑紀 = 市川 育義 = 梅林 啓(神作裕之)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 青林書院	5. 総ページ数 279(176-200)
3. 書名 法律家のための企業会計と法の基礎知識第4章2「評価的要素と会計基準違反(民事関係)」	

1. 著者名 神作裕之 = 小野傑 = 今泉宣親	4. 発行年 2017年
2. 出版社 金融財政事情研究会	5. 総ページ数 436頁
3. 書名 資産運用の高度化に向けて	

1. 著者名 神作裕之 (早川勝 = 正井章彦 = 神作裕之 = 高橋英治)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 648頁
3. 書名 ドイツ会社法・資本市場法研究	

1. 著者名 神作裕之 (黒沼悦郎・藤田友敬編)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 1074頁
3. 書名 江頭憲治郎先生古稀記念 企業法の進路	

1. 著者名 山本隆司(岡田正則 = 白藤博行他編)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 400頁
3. 書名 現代行政法講座 1 現代行政法の基礎理論	

1. 著者名 山本隆司 (宇賀克也 = 交告尚史編)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 950頁
3. 書名 小早川光郎先生古稀記念 現代行政法の構造と展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大村 敦志 (Omura Atsushi) (30152250)	東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	沖野 眞巳 (Okino Masami) (80194471)	東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	加毛 明 (Kamo Akira) (70361459)	東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・准教授 (12601)	
研究分担者	神作 裕之 (Kansaku Hiroyuki) (70186162)	東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	白石 忠志 (Shiraishi Tadashi) (30196604)	東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・教授 (12601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	六戸 常寿 (Shishido Joji) (20292815)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	菱田 雄郷 (Hishida Yukyo) (90292812)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	山本 隆司 (Yamamoto Ryuji) (70210573)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	櫻井 博子 (Sakurai Hiroko) (00620212)	松蔭大学・公私立大学の部局等・講師 (32719)	